

経済産業省令第一号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十九号）の施行に伴い、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百七号）第五条の三第一項及び第二項ただし書、第五条の四第一項、第二十三条第一項及び第二項ただし書、第二十四条第一項、第二十五条の二第一項及び第二項ただし書、第二十五条の三第一項並びに第二十六条第一項及び第六項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年一月十九日

経済産業大臣 中川 昭一

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年通商産業省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出し中「指定化学物質」を「監視化学物質」に改め、同条第一項中「指定化学物質」を「監視

化学物質」に、「第二十三条第一項」を「第五条の三第一項、第二十三条第一項及び第二十五条の二第一項」に、同条第二項中「第二十三条第一項」を「第五条の三第一項、第二十三条第一項又は第二十五条の二第一項」に改める。

第十一条を次のように改める。

(製造数量等の公表の例外)

第十一条 法第五条の三第二項ただし書の経済産業省令で定める数量は、一トンとする。

2 法第二十三条第二項ただし書及び第二十五条の二第二項ただし書の経済産業省令で定める数量は、百トンとする。

第十二条中「第二十四条第一項」を「第五条の四第一項、第二十四条第一項及び第二十五条の三第一項」に、「指定化学物質」を「監視化学物質」に改める。

第十四条中「様式第十一」を「様式第十」に改める。

第十五条第二項中「様式第十二」を「様式第九」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(収去証)

第十五条の二 法第三十三条第一項から第三項までの規定により経済産業省の職員が化学物質を収去するとき又は同条第五項の規定により機構の職員が化学物質を収去するときは、披収去者に様式第十一による収去証を交付しなければならない。

第十六条中「第三十三条第三項」を「第三十三条第四項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 機構がその職員に携帯させる法第三十三条第八項の証明書は、様式第十四によるものとする。

第二十条の見出しとして「(電子情報処理組織による手続の特例)」を加え、同条第一項中「第二十三条第一項又は法第二十六条第一項若しくは第六項」を「第五条の三第一項、第二十三条第一項、第二十五条の二第一項又は第二十六条第一項、第二項若しくは第六項」に改める。

様式第九を次のように改める。

様式第9(第10条第2項、第15条第2項関係)

[書類名] 監視化学物質等製造数量等届出書 1 / 3

[提出日] 年 月 日

[あて先] 経済産業大臣 殿

1.化学物質の区分及び届出者の氏名・住所

[化学物質の種類及び適用条文(該当するものに 印を記入)]

- (1)第1種監視化学物質(法第5条の3第1項)
- (2)第2種監視化学物質(法第23条第1項)
- (3)第3種監視化学物質(法第25条の2第1項)
- (4)第2種特定化学物質(法第26条第6項)
- (5)第2種特定化学物質使用製品(法第26条第6項)

(注:第2種特定化学物質又は第2種特定化学物質使用製品の次年度予定数量又は変更届出数量は、別途様式第10で報告すること)

[届出者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名]

.....
..... (印)

[届出者の住所]

.....

[届出者コード又は届出者整理コード]

--	--	--	--	--	--	--	--

備考

- 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2. 届出者コードとは、経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第20条第2項の規定によりあらかじめ付与したコードである。
- 3. 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。
- 4. 出荷数量には、同一企業内の他事業所での自家消費数量を含めること。また、その場合には、自家消費をした事業所の所在都道府県を出荷先としてその数量を記載すること。
- 5. 記入単位はkgとして、小数点以下は四捨五入の上記入すること。
- 6. 届出者整理コード、物質管理番号、官報整理番号、都道府県番号、国・地域番号、用途番号及び業種番号は、記入要領を参考とすること。
- 7. 業種番号及び具体的用途の記入は、第2種特定化学物質及び第2種特定化学物質使用製品の出荷数量を届け出る場合に記入すること。ただし、監視化学物質でその他出荷がある場合も、具体的用途を記入すること。
- 8. 届出対象物質に関して得られた新たな知見及びその製造、用途、輸入等の状況について参考となる事項を記載した書類を添付することができる。

2. 製造数量、輸入数量及び出荷数量(実績値の報告) 2 / 3

(1)化学物質名称等

[物質名称]

[物質管理番号]

[官報整理番号]

(2)製造数量、輸入数量及び出荷数量 (単位:kg)

年度実績値

年度計 製造数量 (kg) 輸入数量 (kg) 出荷数量 (kg)

3. 化学物質の製造等

(1)製造した事業所名及びその所在地

[

]

**(2)当該化学物質を製造した都道府県別製造数量又は輸入した国・地域別輸入数量
(注:第2種特定化学物質使用製品の輸入数量を含む)**

都道府県番号	製造数量 (kg)	国・地域番号	輸入数量 (kg)
<input type="text"/> 0 <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> (kg)	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> (kg)
<input type="text"/> 0 <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> (kg)	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> (kg)
<input type="text"/> 0 <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> (kg)	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> (kg)
<input type="text"/> 0 <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> (kg)	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> (kg)
<input type="text"/> 0 <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> (kg)	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> (kg)

様式第十を次のように改める。

[書類名] 第2種特定化学物質製造(輸入)予定数量届出書又は変更届出書
(第2種特定化学物質使用製品輸入予定数量届出書又は変更届出書)

[提出日] 年 月 日

[あて先] 経済産業大臣 殿

1.化学物質等の区分及び届出者の氏名・住所

[化学物質の種類及び適用条文(該当するものに 印を記入)]

- (1)第2種特定化学物質製造(輸入)予定数量届出書(法第26条第1項)
- (2)第2種特定化学物質使用製品輸入予定数量届出書(法第26条第1項)
- (3)第2種特定化学物質製造(輸入)予定数量変更届出書(法第26条第2項)
- (4)第2種特定化学物質使用製品輸入予定数量変更届出書(法第26条第2項)

[届出者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名]

.....
.....



[届出者の住所]

.....

[届出者コード又は届出者整理コード]

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 届出者コードとは、経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第20条第2項の規定によりあらかじめ付与したコードである。
3. 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。
4. 出荷予定数量には、同一企業内の他事業所での自家消費予定数量を含めること。また、その場合には、自家消費をする事業所の所在都道府県を出荷先としてその数量を記載すること。
5. 第2種特定化学物質使用製品を輸入しようとする場合にあつては、2.(2)及び4.の各欄には製品中の第2種特定化学物質の含有数量を記載すること。
6. 記入単位はkgとして、小数点以下は四捨五入の上記入すること。
7. 物質名称は、第2種特定化学物質の名称又は第2種特定化学物質使用製品の名称及び当該製品に含有されている第2種特定化学物質の名称を記入のこと。
8. 届出対象物質に関して得られた新たな知見及びその製造、用途、輸入等の状況について参考となる事項を記載した書類を添付することができる。
9. 届出者整理コード、物質管理番号、官報整理番号及び用途番号は、記入要領を参考とすること。

2. 製造予定数量、輸入予定数量又は出荷予定数量
(法第26条第2項の場合は、変更後の数量を記入)

(1) 第2種特定化学物質等の名称

[物質名称] _____

[物質管理番号]

[官報整理番号]

(2) 製造予定数量、輸入予定数量又は出荷予定数量 (単位: kg)

年度

	製造予定数量 (kg)	輸入予定数量 (kg)	出荷予定数量 (kg)
年度計	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

3. 第2種特定化学物質等を製造予定の事業所名及びその所在地

製造事業所名 ()

その所在地 ()

(輸入予定の場合は製造される国名又は地域名を記入)

4. 第2種特定化学物質又は第2種特定化学物質使用製品の用途別出荷予定数量

用途番号	出荷先での具体的用途	出荷予定数量 (kg)
<input type="text"/> <input type="text"/>	()	<input type="text"/> (kg)
<input type="text"/> <input type="text"/>	()	<input type="text"/> (kg)
<input type="text"/> <input type="text"/>	()	<input type="text"/> (kg)
<input type="text"/> <input type="text"/>	()	<input type="text"/> (kg)
<input type="text"/> <input type="text"/>	()	<input type="text"/> (kg)
<input type="text"/> <input type="text"/>	()	<input type="text"/> (kg)
<input type="text"/> <input type="text"/>	()	<input type="text"/> (kg)
<input type="text"/> <input type="text"/>	()	<input type="text"/> (kg)
合 計		<input type="text"/> (kg)

様式第十一を次のように改める。

様式第11(第15条の2関係)

収 去 証

住所

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名

収去場所

化学物質名及びその数量

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第33条第5項
の規定により収去する。

年 月 日

官職 氏 名

印

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 独立行政法人製品評価技術基盤機構の職員が
収去する場合にあつては、官職に代えてその所属
を記載すること。

様式第十一を次のように改める。

様式第 1 2 削除

様式第十三号「様式 13」を「様式 13（第 16 条第 1 項関係）」に、「第 33 条第 1 項又は第 2 項」を

「第 33 条第 1 項から第 3 項まで」に改め、同表の裏面を次のように改める。

(裏面)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律抜すい

- 第33条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第3条第1項第4号若しくは第5号又は第4条の2第4項の確認を受けた者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。
- 2 経済産業大臣又は主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ、その職員に、許可製造業者若しくは許可輸入者、届出使用者又は第26条第1項の規定による届出をした者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。
- 3 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第22条に規定する者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。
- 4 前3項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 9 第1項から第3項までの規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 第33条の2 経済産業大臣は、前条第5項に規定する立入検査、質問又は収去の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。
- 第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
- 四 第33条第1項から第4項までの規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 第46条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。
- 三 第43条第3号、第44条又は前条 各本条の罰金刑

様式第十四を次のように改める。

(表面)

	8センチメートル	第 号
	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第33条第5項 の規定による立入検査等を行う職員の	
	3センチメートル	身分証明書
	写	職名
	真	氏名
	押出スタンプ	年 月 日生
		年 月 日交付
		独立行政法人 製品評価技術基盤機構 理事長
		印

(裏面)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律抜すい	
<p>第33条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第3条第1項第4号若しくは第5号又は第4条の2第4項の確認を受けた者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。</p> <p>2 経済産業大臣又は主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ、その職員に、許可製造業者若しくは許可輸入者、届出使用者又は第26条第1項の規定による届出をした者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。</p> <p>3 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第22条に規定する者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。</p> <p>4 前3項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>5 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に、第1項から第3項までの規定による立入検査、質問又は収去を行わせることができる。</p> <p>6 経済産業大臣は、前項の規定により機構に立入検査、質問又は収去を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。</p>	<p>7 機構は、前項の指示に従つて第5項に規定する立入検査、質問又は収去を行つたときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。</p> <p>8 第5項の規定により機構の職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>9 第1項から第3項までの規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第33条の2 経済産業大臣は、前条第5項に規定する立入検査、質問又は収去の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。</p> <p>第33条の3 機構が行う収去について不服がある者は、経済産業大臣に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求をすることができる。</p> <p>第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 四 第33条第1項から第4項までの規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>第46条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。 三 第43条第3号、第44条又は前条 各本条の罰金刑</p>

様式第十五及び様式第十六を次のように改める。

様式第 1 5 及び様式第 1 6 削除

附 則

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。